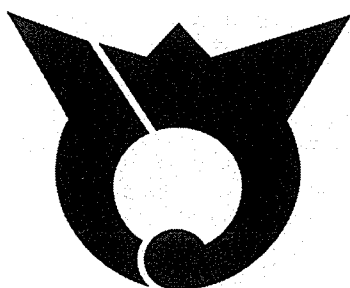


南風原農業振興地域整備計画書



沖縄県 島尻郡 南風原町

農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

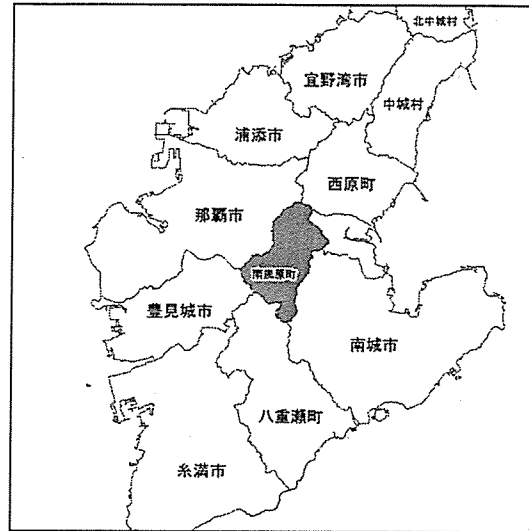
(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

南風原町は、沖縄県本島南部に位置し、周囲を那覇市、豊見城市、八重瀬町、南城市、与那原町、西原町の6市町に囲まれた海に面しない内陸型の町であります。本町の総面積は1,076ha^{※1}で、県内41市町村の中では4番目に小さい地域となっています

※1：「平成28年全国都道府県市区町村別面積調（平成28年10月1日現在）」国土地理院

■南風原町概略図



本町は亜熱帯海洋性気候帯に属し、四季を通じて温暖で年平均気温は23.1度となっています（沖縄気象台1981～2010年までの30年間の平均値、以下同じ）。夏季は連日30度近い暑さが続き、冬季も比較的温暖であります。年平均降水量は2,040.8mmと比較的恵まれています。梅雨や台風時に偏重し、夏季から冬季にかけては少ないといった降雨時期に偏りがみられます。また、アジア季節風地帯（モンスーン地帯）に属し、季節風の影響を強く受け、年間を通して北東の風向が多い状況です。

本町の地勢は、小規模な丘陵と谷底低地の二つの要素で構成されています。町の北の新川森付近は那覇市の首里に接した高台（標高150m前後）、中央部の黄金森から南西の津嘉山に連なる山野が標高100m前後の丘陵地で、東南地域は国場川の上流及び支流に接した極めて肥沃な盆地となっています。

本町の平成27年における総人口は国勢調査によると37,502人で、10年前の平成17年の33,537人と比べて3,965人（11.8%）の増加となっています。また、総世帯数も平成27年には12,763世帯で、平成17年の10,184世帯より2,579世帯（25.3%）の増となっています。また、本町の産業別就業総人口は平成27年の国勢調査によると16,390人で、そのうち第一次産業が3.4%、第二次産業が15.0%、第三次産業が76.0%と第三次産業に偏重しています。

一方、農業の現状をみると、平成27年には地産地消及び生産者の顔が見える安全で安心な農業を進めるためのファーマーズマーケット「くがに市場」が開設され、消費者に信頼される産地形成が図られてきました。しかし、本町農業従事者は高齢者が多く、農家戸数や農家人口も減少傾向が続いています。また、県都那覇市のベッタウ

ンとして都市化の著しい本町においては、都市的な土地需要が高いため農用地の他用途への転用希望が多くみられ、優良農地の分断、形状変更が生じているとともに、輸入農畜産物との競争、農業従事者の高齢化などに起因する耕作放棄地の増大など様々な課題を抱えています。

このように本町の農業を取り巻く環境には、種々の課題が顕在化していますが、農業は人々の食に資する食材を育む重要な産業であること、さらに、農業の有する国土や自然環境の保全、水資源の涵養、良好な景観の形成などの多面的機能に着目する観点から、今後とも農業の持続的発展を推進するとともに、その基盤である農村の振興に努めるものとします。

農業の振興にあたっては、優良農地を確保し安定した生産環境の保全を図るため、かんがい施設や生産施設等の生産基盤強化を図ります。また、近代化施設の導入、認定農業者等担い手の育成や生産組織及び地域農業集団の育成とともに、施設や機械の共同利用体制の確立を図ります。さらに、地域特産品としての農産物加工品の開発とともに体験及び参加型農業などの農業の多面的展開に努めます。なお、耕作放棄地については無秩序な転用及びスプロールを抑制するとともに、農用地としての流動化や集積を推進し、有効活用を図るものとします。

本農業振興地域整備計画を策定するにあたっては、「都市計画法」や「沖縄県県土保全条例」などの趣旨を踏まえ、無秩序な開発行為を抑制するとともに、良好な地域環境の確保に努めるものとしました。さらに、「沖縄県国土利用計画」や「沖縄県土地利用基本計画」及び「第五次南風原町総合計画」などにおける土地利用の原則、並びに「第2次沖縄県環境基本計画【改定計画】」における環境配慮指針の趣旨等、「沖縄県広域緑地計画」における緑地確保の趣旨等を踏まえるとともに、地域の意向を反映するものとしました。

なお、本町の農業振興上必要とする生産基盤や近代化施設等の整備にあたっては自然環境の保全に十分配慮するとともに、比較的大規模な開発を伴う場合には「環境影響評価法」及び「沖縄県環境影響評価条例」に基づく手続きや必要な環境配慮等について環境担当課との相互調整を行うものと致します。また、「文化財保護法」及び県もしくは町の「文化財保護条例」により保護されている周知の埋蔵文化財包蔵地や天然記念物などの取り扱いについては、文化財担当課との相互調整を行うものと致します。

さらに、事業実施にあたっては「都市計画法」や「沖縄県赤土等流出防止条例」などの関係法令に基づく諸手続きを行い、環境の保全等に十分留意するとともに、「地球温暖化対策推進法」の趣旨を踏まえ、温室効果ガスの排出の抑制等に資するように努めます。

また、営農活動に伴って生じる廃棄物については「廃棄物処理法」に基づき適正処

理を図り、特に農業用ビニール等については、再資源化を推進します。

本町の農業振興地域面積は市街化区域 441.7ha を除く 634.3ha で、町面積 1,076ha の 58.9% を占めています。農業振興地域の土地利用現況をみると、農用地が 207.3ha (32.7%)、土地改良施設用地が 17.3ha (2.7%)、農業用施設用地が 2.8ha (0.4%)、森林原野が 77.5ha (12.2%)、住宅地（店舗等のその他の宅地を含む）が 108.7ha (17.1%)、工場用地が 1.7ha (0.3%)、その他 218.9ha (34.5%) となっています。

本町は県都那覇市に隣接し、宅地需要も高く、農用地が他の用途へ転用される傾向にあります。このような中にあっても、都市的な生活環境と農業の生産環境の整合性や調和の取れた土地利用の推進が求められています。そのため農用地は、農作物生産の基盤であることから、その保全及び確保に努めるとともに、他用途への転用については、集落内に介在する農用地及び集団性や効率性に乏しい小規模農用地などをあてるものと致します。

なお、本農業振興地域における土地利用の移動構想は、今回の農業振興地域整備計画総合見直しの基礎調査における土地需要動向、並びに本町の10年後の社会経済情勢等を勘案し、おおむね次の通り設定するものとします。

■農業振興地域における土地利用構想

単位:ha、%

区分 年度	農用地		土地改良 施設用地		農業用 施設用地		森林・原野		※ 住宅地		工場用地		その他		合計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現 在 (H28 年度)	207.3	32.7	17.3	2.7	2.8	0.4	77.5	12.2	108.7	17.1	1.7	0.3	219.0	34.5	634.3	100.0
目 標 (H38 年度)	196.9	31.0	17.3	2.7	3.0	0.5	76.0	12.0	119.6	18.9	1.7	0.3	219.8	34.7	634.3	100.0
増 減	-10.4		0.0		0.1		-1.6		10.9		0.1		0.8		0	

(注)

- ①土地利用の現況面積は、本農業振興地域整備計画総合見直しの基礎調査による。
- ②土地利用面積については、「その他」以外の面積は有地番面積を集計したものである。なお、「その他」や「合計」は無地番面積を含む面積である。
- ③面積の集計は㎡単位で行い ha 単位で表記してあるため、計などが表記上の計算値と必ずしも一致しない。
- ④土地利用区分は原則的には国土利用計画に準ずるものとするが、土地改良施設用地及び農業用施設用地については「農業振興地域制度に関するガイドライン」による。ただし、農業用施設用地には、駐車場などの付帯する土地を含む。なお、小規模で軟弱な農作業管理小屋や農機具置き場などは、農用地と一体的な土地利用とみなし農用地に含める。

※：住宅地には、店舗及び事務所等の宅地を含む。

目標値 について	今回の総合見直し基礎調査における土地需要動向（農用地の用途変更目的やその現況地目面積）及び今後の地域社会動向等を勘案し、全体として、農用地 5% 減、農業用施設用地 5% 増、森林・原野 2% 減、住宅地 10% 増、工場用地 5% 増を想定する。
-------------	--

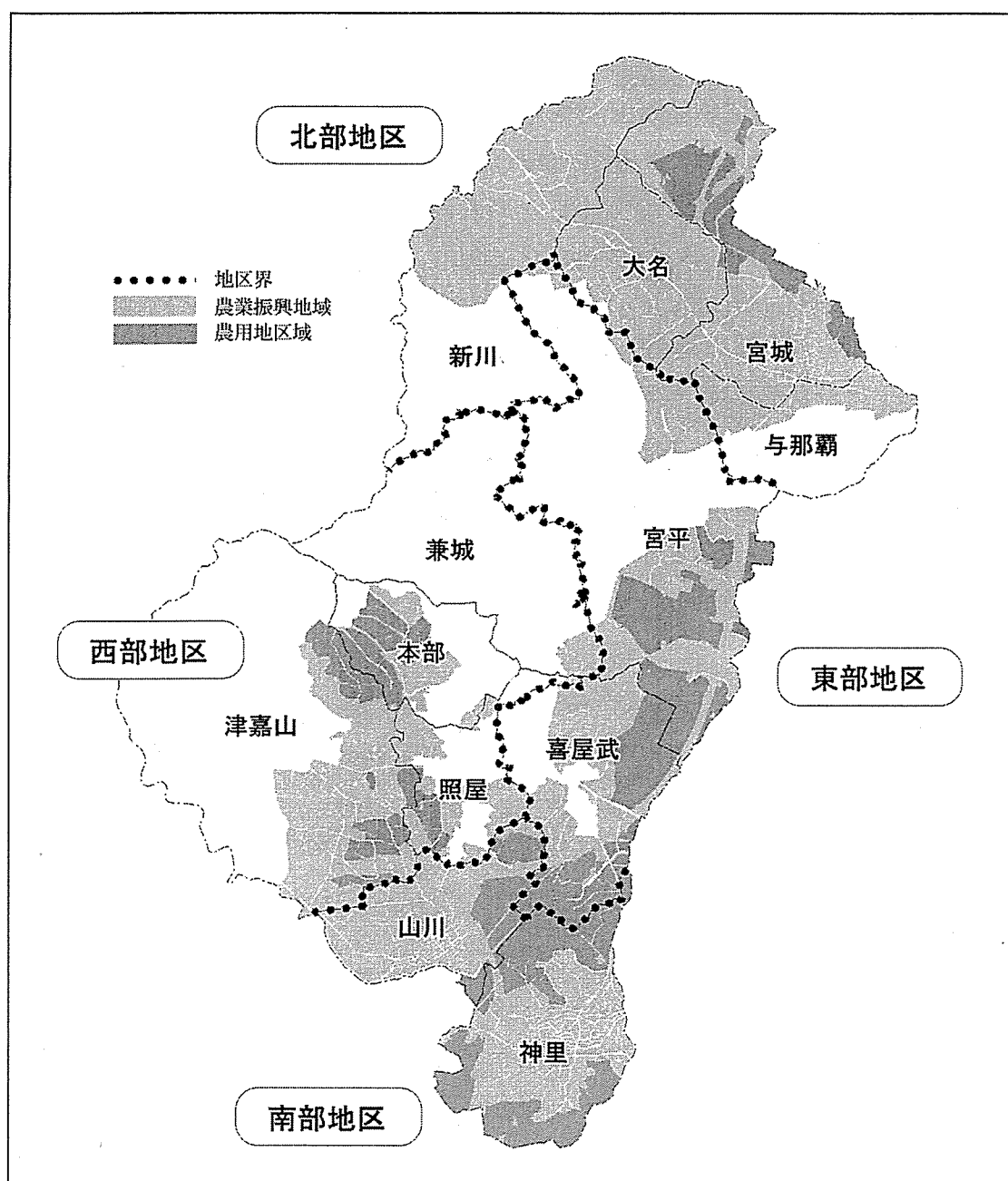
イ 農用地区域の設定方針

本町の農業振興地域を以下の4地区に区分するものとします。

地区名	構成集落(大字名)	備考
① 北部地区	与那覇、宮城、大名、新川	
② 東部地区	宮平、喜屋武	
③ 西部地区	兼城、本部、照屋、津嘉山	
④ 南部地区	山川、神里	

※それぞれの集落に設定されている市街化区域は、農業振興地域には含みません。

■南風原農業振興地域 地区区分図



(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本農業振興地域に分布する現況農用地 207.3ha のうち、下記の a～c に該当する農用地で、次の地域・地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地 123.0ha について農用地区域を設定する方針です。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の 具体的名称、又は計画名	位置 (集落名等)	面 積			備考
		農用地	森林・その他	計	
該当無し					

a 集団的に存在する農用地

10ha 以上の集団的な農用地…………… 23.2ha

b 土地改良事業及び又はこれに準じる事業（防災事業を除く）の施工に係る区域内にある土地…………… 58.9ha

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地で 下記の (a)・(b)・(c) を除いた土地…………… 40.9ha

(a) 集落区域内に介在する農用地で、団地規模が 2ha 以下の農用地	55.6ha
(b) 自然的な条件からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地	8.5ha
(c) 中心集落の整備に伴って拡張の対象となる農用地	20.1ha
※上記 (a)～(c) の農用地区域に含めない農用地面積合計 (＝農振白地区域に設定した現況農用地)	84.2ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本農業振興地域に分布する「現況土地改良施設用地」（農道、溜池、排水路、法面等）17.3ha の内、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要がある次の10.6ha について農用地区域を設定する方針です。

■農用地区域に設定する土地改良施設用地面積

単位:ha

地 区 名	土 地 改 良 施 設 用 地			
	道路等 (公衆用道路)	排水路等 (公有水面)	法面等	合 計
①北部地区	1.3	0.2	1.1	2.6
②東部地区	4.1	0.2	0.3	4.6
③西部地区	0.1	0.0	0.0	0.1
④南部地区	2.8	0.5	0.0	3.3
合 計	8.2	1.0	1.4	10.6

※面積の集計は㎡単位で行い ha 単位で標記してあるため、計などが表記上の計算値と必ずしも一致しない。

土地改良施設用地 (法第3条 第3号)	「農地」や「採草放牧地」及び「混牧林地」の土地における土壌浸食、地すべり等の災害を防止するために必要なため池、排水路、段階工、土留工、防風林等及び土地の農業上の効用を高めるために直接必要なかんがい排水施設、農道、牧道等の施設の用に供する土地
------------------------	--

(ウ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本農業振興地域に分布する「現況農業用施設用地」2.8ha のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げるおおむね2ha 以上の一団の農業用施設用地を含む1.8ha について、農用地区域を設定する方針です。

■2ha 以上の一団の農業用施設

農業用施設の名称	位置（集落名等）	*面 積	農業用施設の種類
該当なし			

*農業用施設用地として設定した敷地面積

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本農業振興地域に分布する現況農用地等に介在又は隣接する「現況森林・原野等」のうち、森林原野が有する生物多様性の保全及び二酸化炭素の吸収源、並びに水資源かん養や防風、防潮、風致等の諸機能を活用し、既存農地の保全及び魅力ある農村環境の形成に資するため、次の 14.1ha について農用地区域を設定する方針です。

なお、農地への転用が比較的容易な原野等については、周辺農用地との一体的な利活用に努めます。

■農用地区域に設定する森林・原野等面積

単位:ha

地 区 名	土地の種類・面積			所有者 又は管理者	利用しようとする用途	備考
	森林・原野	雑種地等	合 計			
①北部地区	0.6	0.6	1.2	市有地、 公有地	農用地、 森林保全整備 等	
②東部地区	2.1	1.4	3.4			
③西部地区	3.8	0.6	4.4			
④南部地区	4.4	0.7	5.1			
合計	10.8	3.3	14.1			

※面積の集計は㎡単位で行い ha 単位で標記してあるため、計などが表記上の計算値と必ずしも一致しない。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本町の農業振興地域面積は 634.3ha ですが、前述の農用地区域の設定方針で示したとおり、農業振興地域の 23.5%にあたる 149.6ha を農用地区域に設定します。また、農用地区域のうち用途区分として農地区分を 147.8ha（農用地区域の 98.8%）、農業用施設用地区分を 1.8ha（1.2%）と設定します。

■農用地区域における用途区分面積の設定

単位:ha

用途区分 地区	農地			採草放牧地			混雑林地			農業用施設用地			計			森林・原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
①北部地区	19.4	20.6	1.2	-	-	-	-	-	-	0.1	0.1	0.0	19.5	20.7	1.2	1.2
②東部地区	50.4	53.9	3.4	-	-	-	-	-	-	0.5	0.5	0.0	51.0	54.4	3.4	3.4
③西部地区	23.2	27.6	4.4	-	-	-	-	-	-	0.6	0.6	0.0	23.8	28.3	4.4	4.4
④南部地区	40.6	45.7	5.1	-	-	-	-	-	-	0.5	0.5	0.0	41.2	46.2	5.1	5.1
合 計	133.7	147.8	14.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	1.8	0.0	135.5	149.6	14.1	14.1

(注)

①農用地区域の各用途区分面積は、有地番面積を集計したものである。

②面積の集計は㎡単位で行い ha 単位で表記してあるため、計などが表記上の計算値と必ずしも一致しない。

③各用途区分の現況欄は、それぞれの区分に含まれる森林・原野等（その他雑種地を含む）を除いた面積である。なお、将来欄は森林・原野等を加えた面積である。

これは、森林・原野等が今後おおむね 10 年間に含まれる用途区分に転換されること、並びに周辺の農用地等（農地や農業用施設等）と一体的に農用地区域として設定することが妥当であると位置づけられることなどが想定されている。そのため増減欄は、森林・原野等の現況面積となる。

④それぞれの用途区分における現況の合計面積は、参考表 1 を参照。

なお、農用地区域 147.8ha の土地利用状況は参考表 1（9 頁参照）に示すとおり、さとうきびや野菜類を中心とする農用地が 123.0ha で、農用地区域の 82.3%を占めています。以下、農業用施設用地 1.8ha（1.2%）、土地改良施設用地 10.6ha（7.1%）、森林原野 10.8ha（7.2%）、その他雑種地 3.3ha（2.2%）となっています。

農用地の中では、野菜類が最も多く 45.3ha（農用地区域の 30.3%）、拠点作物の力ボチャは 13.0ha となっています。以下、さとうきび 31.6ha（21.1%）、果樹類（マンゴーを含む）7.8ha（5.2%）、花き類（キク、ストレリチアを含む）7.4ha（4.9%）と続いています。休耕地も 11.8ha と農用地区域の 7.9%を占めています。

今後とも赤土等の流出防止や温室効果ガスの排出抑制など、必要な環境配慮を行いつつ農業生産基盤や近代化施設の整備などにより、さとうきび、野菜類、果樹類、花き類などの耕種農業を振興し、効率的かつ安定的な農業経営の育成に努めます。

(参考表1) 農用地区域の土地利用現況面積(有地番面積の集計)

単位:ha、%

計画用途 現況地目	農用地区域		農地区分		農業用 施設用地区分	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
①農用地	123.0	82.3	123.0	83.3	0.0	-
農地	123.0	82.3	123.0	83.3	0.0	-
水稻	0.0	-	0.0	-	0.0	-
さとうきび	31.6	21.1	31.6	21.4	0.0	-
野菜類	45.3	30.3	45.3	30.6	0.0	-
甘藷(かんしょ)	0.0	-	0.0	-	0.0	-
カボチャ	13.0	8.7	13.0	8.8	0.0	-
花き類	2.0	1.3	2.0	1.4	0.0	-
キク	2.5	1.7	2.5	1.7	0.0	-
ストレリチア	2.8	1.9	2.8	1.9	0.0	-
果樹類	3.9	2.6	3.9	2.7	0.0	-
マンゴー	3.9	2.6	3.9	2.6	0.0	-
造園・緑化木等	3.2	2.1	3.2	2.2	0.0	-
休耕地(※1)	11.8	7.9	11.8	8.0	0.0	-
原野化農地(※2)	1.9	1.2	1.9	1.3	0.0	-
採草畑	1.2	0.8	1.2	0.8	0.0	-
採草放牧地	0.0	-	0.0	-	0.0	-
②農業用施設用地	1.8	1.2	0.0	-	1.8	100.0
農産系	0.7	0.4	0.0	-	0.7	36.6
畜産系	1.1	0.8	0.0	-	1.1	63.4
③土地改良施設用地	10.6	7.1	10.6	7.2	0.0	-
農道等	8.2	5.5	8.2	5.6	0.0	-
排水路等	1.0	0.6	1.0	0.6	0.0	-
法面等	1.4	1.0	1.4	1.0	0.0	-
①+②+③ ※用途区分における現況の合計	135.5	90.6	133.7	90.5	1.8	100.0
④森林原野	10.8	7.2	10.8	7.3	0.0	-
⑤その他雑種地小計	3.3	2.2	3.3	2.2	0.0	-
④+⑤ ※森林原野等小計(現況)	14.1	9.4	14.1	9.5	0.0	-
合 計	149.6	100.0	147.8	100.0	1.8	100.0

※土地利用の現況面積は、本農業振興地域整備計画総合見直しの基礎調査による。

※面積の集計は㎡単位で行いha単位で表記しているため、合計や構成比が表記上の数値による計算値と必ずしも一致しない。

※小規模で軽弱な農作業管理小屋や農機具置場などは、農用地と一体的な土地利用とみなし農用地に含める。

(※1)休耕地:耕作が放棄されているが、農業用機械等で再開可能な農地(目視)

(※2)原野化農地:過去には耕作されていたが、農業用機械等で耕作の再開が難しい農地(目視)

イ 用途区分の構想

注：以下に示す面積表示は、無地番面積を含まない有地番面積の集計です。そのため、農業振興地域面積の合計は無地番面積を含む総面積 634.3ha と一致しません。

① 北部地区…（与那覇、宮城、大名、新川）

本地区は、町の中心部を通る国道329号より北側に位置する与那覇、宮城、大名、新川の各集落で構成され、農業振興地域面積は参考表 2（11頁、以下同）に示すとおり218.7haで、そのうち9.5%を占める20.7haが農用地区域となっています。

本地区では、宮城地区土地改良区が整備されるとともに、畑地かんがい施設及び農業用水の水源として南風原ダムの整備が完了しています。本地区の農用地区域内の土地利用現況は参考表 3（11頁、以下同）に示すとおり、農用地が全体の81.4%を占める16.8haとなっています。農用地の中では野菜類が最も多く7.3ha（農用地区域の35.4%）、次いでさとうきびの5.0ha（24.0%）と続いています。

本地区においては今後とも耕種農業が中心となることから参考表 2 に示すとおり、農用地区域の99.5%を占める20.6haを農地区分、0.1ha（0.5%）を農業用施設用地区分として設定し、土地利用を図っていくものとします。

② 東部地区…（宮平、喜屋武）

本地区は国道329号より南側の町の東側に位置する宮平、喜屋武の各集落で構成され、農業振興地域面積は参考表 2 に示すとおり134.9haで、そのうち40.3%を占める54.4haが農用地区域となっています。

本地区では、宮平や喜屋武の土地改良事業などにより区画整理や畑地かんがい施設整備が完了しています。本地区の農用地区域内の土地利用現況は参考表 3 に示すとおり、農用地が全体の84.2%を占める45.8haとなっています。農用地の中では野菜類が最も多く20.4ha（農用地区域の37.5%）、次いでさとうきびの14.0ha（25.8%）と続いています。

本地区においては今後とも耕種農業が中心となることから参考表 2 に示すとおり、農用地区域の99.0%を占める53.9haを農地区分、0.5ha（1.0%）を農業用施設用地区分として設定し、土地利用を図っていくものとします。

(参考表2) 地区別用途区分面積の構想(有地番面積の集計)

単位:ha、%

地 区	農振地域 合計面積(a)	農用地区域 (b)	(b/a) 比率	農 地 区 分 (c)	(c/b) 比率	農業用施設 用地区分(d)	(d/b) 比率
①北部地区	218.7	20.7	9.5	20.6	99.5	0.1	0.5
②東部地区	134.9	54.4	40.3	53.9	99.0	0.5	1.0
③西部地区	104.7	28.3	27.0	27.6	97.7	0.6	2.3
④南部地区	125.4	46.2	36.9	45.7	98.8	0.5	1.2
合 計	583.8	149.6	25.6	147.8	98.8	1.8	1.2

※面積の集計は㎡単位で行いha単位で表記しているため、計や構成比が表記上の数値による計算値と必ずしも一致しない。

(参考表3) 農用地区域内の地区別土地利用現況面積(有地番面積の集計)

単位:ha、%

地 目	①北部 地区	構成比	②東部 地区	構成比	③西部 地区	構成比	④南部 地区	構成比	合 計	構成比
①農用地	16.8	81.4	45.8	84.2	23.1	81.7	37.3	80.8	123.0	82.3
農地	16.8	81.4	45.8	84.2	23.1	81.7	37.3	80.8	123.0	82.3
水稻	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
さとうきび	5.0	24.0	14.0	25.8	5.5	19.3	7.1	15.4	31.6	21.1
野菜類	7.3	35.4	20.4	37.5	6.4	22.8	11.1	24.0	45.3	30.3
甘薯(かんしょ)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
カボチャ	0.0	0.0	1.9	3.5	3.8	13.4	7.3	15.9	13.0	8.7
花き類	0.3	1.5	0.2	0.4	1.1	3.8	0.4	0.9	2.0	1.3
キク	0.0	0.0	1.0	1.8	0.3	1.0	1.3	2.8	2.5	1.7
ストレリチア	0.0	0.0	0.6	1.1	1.9	6.9	0.3	0.6	2.8	1.9
果樹類	0.5	2.3	1.4	2.5	0.7	2.7	1.3	2.9	3.9	2.6
マンゴー	0.1	0.7	0.8	1.4	0.5	1.7	2.5	5.4	3.9	2.6
造園・緑化木等	0.5	2.3	0.5	1.0	1.1	3.8	1.1	2.4	3.2	2.1
休耕地	1.4	6.6	4.2	7.8	1.8	6.3	4.4	9.6	11.8	7.9
原野化農地	1.6	7.6	0.2	0.3	0.0	0.0	0.1	0.2	1.9	1.2
採草畑	0.2	1.0	0.6	1.0	0.0	0.0	0.4	0.9	1.2	0.8
採草放牧地	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
②農業用施設用地	0.1	0.5	0.5	1.0	0.6	2.3	0.5	1.2	1.8	1.2
農産系	0.1	0.3	0.0	0.0	0.3	1.1	0.3	0.6	0.7	0.4
畜産系	0.0	0.2	0.5	0.9	0.3	11.9	0.3	11.9	1.1	0.8
③土地改良施設用地	2.6	12.4	4.6	8.5	0.1	0.4	3.3	7.1	10.6	7.1
農道等	1.3	6.2	4.1	7.5	0.1	0.4	2.8	6.0	8.2	5.5
排水路等	0.2	0.9	0.2	0.4	0.0	0.1	0.5	1.1	1.0	0.6
法面等	1.1	5.4	0.3	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	1.0
④森林原野	0.6	2.8	2.1	3.8	3.8	13.4	4.4	9.5	10.8	7.2
⑤その他雑種地小計	0.6	2.9	1.4	2.5	0.6	2.2	0.7	1.5	3.3	2.2
合 計	20.7	100.0	54.4	100.0	28.3	100.0	46.2	100.0	149.6	100.0

※面積の集計は㎡単位で行いha単位で表記しているため、計や構成比が表記上の数値による計算値と必ずしも一致しない。

③ 西部地区…（兼城、本部、照屋、津嘉山）

本地区は町の中央から西側に位置する兼城、本部、照屋、津嘉山の各集落で構成され、農業振興地域面積は参考表 2 に示すとおり 104.7ha で、そのうち 27.0% を占める 28.3ha が農用地区域となっています。

本地区は土地改良事業などの基盤整備事業が乏しい一方、隣接する市街化区域での区画整理事業に伴う住宅団地、道路網の整備等で都市化の進展が著しい地域となっています。特に字照屋の那覇空港自動車道南風原 IC 周辺は、第五次南風原町総合計画において新規産業集積ゾーンに位置づけられ、産業振興の新たな拠点として都市的土地利用が見込まれます。

農用地区域内の土地利用現況は参考表 3 に示すとおり、農用地が全体の 81.7% を占める 23.1ha となっています。農用地の中では野菜類が最も多く 6.4ha で、カボチャも含めると 10.2ha と農用地区域の 36.2% を占めています。以下、さとうきびの 5.5ha (19.3%)、ストレリチアの 1.9ha (6.9%) と続いています。また、他地区に比べて花き栽培が盛んな地域となっています。

本地区においては今後とも耕種農業が中心となることから参考表 2 に示すとおり、農用地区域の 97.7% を占める 27.6ha を農地区分、0.6ha (2.3%) を農業用施設用地区分として設定し、土地利用を図っていくものとします。また、新規産業集積ゾーンについては、都市的土地利用と農業的土地利用の整合性を図りつつ、関係部署と連携し本町の土地利用について検討します。

④ 南部地区…（山川、神里）

本地区は町の南側に位置する山川、神里の各集落で構成され、農業振興地域面積は参考表 2 に示すとおり 125.4ha で、そのうち 36.9% を占める 46.2ha が農用地区域となっています。

本地区では、山川や神里の土地改良事業などにより区画整理や畑地かんがい施設整備が完了しています。本地区の農用地区域内の土地利用現況は参考表 3 に示すとおり、農用地が全体の 80.8% を占める 37.3ha となっています。農用地の中では野菜類が最も多く 11.1ha で、カボチャも含めると 18.4ha と農用地区域の 39.8% を占めています。次いでさとうきびの 7.1ha (15.4%)、果樹類(マンゴーを含む)の 3.8ha (8.2%) と続いています。

本地区においては今後とも耕種農業が中心となることから参考表 2 に示すとおり、農用地区域の 98.8% を占める 45.7ha を農地区分、0.5ha (1.2%) を農業用施設用地区分として設定し、土地利用を図っていくものとします。また、今後は整備された生産基盤の中で農道及び排水路などの再整備を進め、これらを活かした効率的で収益性の高い都市近郊型農業の推進に努めます。

南風原農業振興地域整備計画
「農用地利用計画変更明細書」

添 付 詳 細 図

1. 農用地利用計画新旧比較概要図
2. 総合見直し除外・編入候補地詳細図

◆農用地利用計画変更明細総括(案)

H30・9・18現在

※農用地区域土地利用計画変更にあたっての原則(方針)

- ①土地改良区などの農業基盤整備地区は、農用地区域としての存続を図る。
- ②集団性に欠ける飛び地状で小規模な農用地区域は、周辺土地利用状況や補助事業の可能性及び農地転用条件などを勘案し、除外を検討する。
- ③都市的土地利用と農村的土地利用の均衡と整合性を図るとともに、農用地区域への編入も考慮する。
- ④私有財産権の尊重とともに、公共の福祉の優先と両者の整合性を図る。

I. (農振)農用地区域変更候補地面積総括表

	面積(m ²)	筆数
1. (農振)農用地区域 除外候補地面積合計	15,419	28
2. (農振)農用地区域 編入候補地面積合計	0	0
(農振)農用地区域 増減面積	-15,419	

(注)筆数は地目の重複区分(1筆複数地目)を含むので概数である(以下、同じ)。

II. (農振)農用地区域変更候補地の変更目的別面積

変 更 目 的 (位置づけ)	面積(m ²)	構成比	筆数	備 考
1-1. 総合見直し除外				
1 住宅用地	2,408	15.6%	3	・住宅、集合住宅等
2 事業所用地	12,089	78.4%	13	・店舗、事業所、資材置き場、鉄塔等
3 集落拡張用地	0	0.0%	0	・ある程度規模の一体的な除外
4 孤立農用地	922	6.0%	12	・小規模で孤立的な農用地区域
5 農業振興不適地	0	0.0%	0	・土地改良事業等不適地
6 墓地	0	0.0%	0	・墓地(拡張用地含む)
7 その他	0	0.0%	0	・区分できない特別な理由等
小 計	15,419	100.0%	28	
1-2.認定道路敷地除外(付随する排水路等含む)	0	0.0%	0	・国道、県道、市町村道
農用地区域除外地合計	15,419	100.0%	28	
2-1.総合見直し編入	0	0.0%	0	・修正的な編入
2-2.土地改良施設用地編入(線の編入)	0	0.0%	0	・農道、排水路、法面
2-3.その他編入	0	0.0%	0	
農用地区域編入地合計	0	0.0%	0	

1-1. 総合見直し除外	総合見直し計画策定時において、地権者の申請や希望等に基づくとともに、周辺土地利用の現状や今後の土地需要の動向等を勘案して、農用地区域からの除外が適当と判断される土地。
1-2. 認定道路敷地除外 (付随する河川・水路を含む)	現計画書では農用地区域となっているが、国道や県道及び市道(1級、2級、その他)の敷地で、政令で記載されている「農用地及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地」に該当することから(道路法による道路)、農用地区域から除外することが適当と判断される土地。また、道路に付随する河川・水路などを含む。
2-1. 総合見直し編入	現計画書における「農用地利用計画」(地番表)の精査の結果、土地利用現況や周辺土地利用状況等を勘案すると農用地区域に指定することが妥当であることから、今回編入が適当と判断される土地。(修正的な編入)
2-2. 土地改良施設 用地編入	現計画書には農用地区域として記載されていないが、法第3条第3号に規定する「農地」や「採草放牧地」及び「混牧林地」の土地における土壌浸しよく、地すべり等の災害を防止するために必要な溜池、排水路、段階工、土留工、防風林等及び土地の農業上の効用を高めるために直接必要なかんがい排水施設、農道、牧道等の施設の用に供する土地に該当し、農用地区域として編入することが適当な土地。

■(参考 1)土地利用変更候補地 区域別 変更目的別 面積概要(1-1.総合見直し除外分)

区域 No	区域 No	区域名	大字名	除外 総面積 (㎡)	筆数	左の変更目的(位置づけ)別面積内訳(㎡)							
						住宅用地	事業所 用地	事業 計画地	集落 拡張用地	孤立 農用地	農業振興 不適地	墓地	その他
	1	宮平-1	宮平	2,133	3	2,078	0	0	0	55	0	0	0
	2A	宮平-2	宮平	330	1	330	0	0	0	0	0	0	0
	2B	宮平-2	宮平	4,459	11	0	3,735	0	0	724	0	0	0
	3	喜屋武-1	喜屋武	59	2	0	0	0	0	59	0	0	0
	4A	喜屋武-2	喜屋武	9	1	0	0	0	0	9	0	0	0
	4B	喜屋武-2	喜屋武	75	1	0	0	0	0	75	0	0	0
	5	本部-1	本部	7,557	8	0	7,557	0	0	0	0	0	0
	6	神里-1	神里	797	1	0	797	0	0	0	0	0	0
		合 計		15,419	28	2,408	12,089	0	0	922	0	0	0
		構成比		100.0%		15.6%	78.4%	0.0%	0.0%	6.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(注)筆数は地目の重複区分(1筆複数地目)を含む場合があるので概数である(以下、同じ)。

■(参考)土地利用変更候補地 区域別変更目的別 筆数 概要(1-1.総合見直し除外分)

区域 No	区域 No	区域名	大字名	除外 総面積 (㎡)	筆数	左の変更目的(位置づけ)別筆数内訳(筆)							
						住宅用地	事業所 用地	事業 計画地	集落 拡張用地	孤立 農用地	農業振興 不適地	墓地	その他
0	1	宮平-1	宮平	2,133	3	2	0	0	0	1	0	0	0
0	2A	宮平-2	宮平	330	1	1	0	0	0	0	0	0	0
0	2B	宮平-2	宮平	4,459	11	0	4	0	0	7	0	0	0
0	3	喜屋武-1	喜屋武	59	2	0	0	0	0	2	0	0	0
0	4A	喜屋武-2	喜屋武	9	1	0	0	0	0	1	0	0	0
0	4B	喜屋武-2	喜屋武	75	1	0	0	0	0	1	0	0	0
0	5	本部-1	本部	7,557	8	0	8	0	0	0	0	0	0
0	6	神里-1	神里	797	1	0	1	0	0	0	0	0	0
		合 計		15,419	28	3	13	0	0	12	0	0	0
		構成比		100.0%		10.7%	46.4%	0.0%	0.0%	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%

農用地利用計画新旧比較概要図

農用地区域変更図・素案

(区域名図)

